

県産材(主に製材)で木造化を推進しやすい建築物

防火面 その他の建築物(耐火・準耐火建築物以外)で建てられる建物規模等		構造面	PR面
建物用途	規模等	スパン	利用者への アピール度
事務所・庁舎	延べ3,000㎡以下、高さ13m以下かつ軒高9m以下(※以下h≤13mと記載)なら、その他の建築物で3階建てまで可、※ただし内装制限はアリ	△ 柱を立てスパンを限定すれば可	◎
店舗	平屋で3,000㎡以下、2階建てで店舗の用途に供する2階の床面積が500㎡未満、h≤13m	△ 柱を立てスパンを限定すれば可	○
共同住宅	平屋で3,000㎡以下、2階建てで共同住宅の用途に供する2階の床面積が300㎡未満、h≤13m	○	△
学校	平屋で3,000㎡以下、2階建てで延べ2,000㎡未満、h≤13m ※学校の用途に供する床面積の合計が2,000㎡以上の場合には準耐火建築物	平屋建て または 集成材利用の2階建てなら ○	◎
幼稚園	平屋で3,000㎡以下、2階建てで延べ2,000㎡未満、h≤13m ※幼稚園の用途に供する床面積の合計が2,000㎡以上の場合には準耐火建築物	平屋建て または 集成材利用の2階建てなら ○	○
保育所	平屋で3,000㎡以下、h≤13m	平屋建てなら ○	○
体育館	平屋で3,000㎡以下、2階建てで延べ2,000㎡未満、h≤13m	平屋建て・トラス等で構成すれば ○	◎
集会場	平屋・2階建てで3,000㎡以下、客席床面積が200㎡未満、h≤13m ※ただし床面積500㎡以上の場合には屋内消火栓等消防設備が必要	平屋建て・トラス等で構成すれば ○	◎
宿泊施設	平屋で3,000㎡以下、2階建てで宿泊の用途に供する2階の床面積が300㎡未満、h≤13m	○	○
特養ホーム	原則準耐以上、平屋で延べ3,000㎡以下+火災時の安全性確保措置ならその他の建築物	平屋建てなら ○	△
ケアハウス	原則準耐以上、平屋で延べ3,000㎡以下+火災時の安全性確保措置ならその他の建築物	平屋建てなら ○	△
地域			
22条区域	屋根:不燃材料等、延焼の恐れのある部分(=以下延焼部)の外壁:準防火性能を有する構造		
準防火地域	屋根:不燃材料等、延焼部の外壁・軒裏:防火構造、延焼部の外壁開口部には防火設備を設ける		
防火地域	2階建て以下で延べ500㎡以下なら、その他の建築物、木造準耐火建築物なら、3階建て以下、延べ1,500㎡以下まで可能 2階建てで延べ100㎡以下なら準耐火構造の木造も可		
防火壁・防火区画等		備考	
	その他の建築物で延べ面積が1,000㎡を超える建築物には、1,000㎡以内ごとに防火壁による区画が必要 =面積区画 ※適用除外:劇場、映画館等、体育館、工場等で用途上やむを得ないもの そのほか、異種用途区画や防火上主要な間仕切壁、木造小屋組みの小屋裏隔壁、大規模木造建築物の敷地内通路の確保等にも留意	※面積区画回避のために木造化が見送られる場合があるが、 準耐火以上にせずとも、3m以上のRC造の通路等を1000㎡以内毎に挟む、 渡り廊下による別棟を採用するなど、プランニングの工夫次第で解決できる ことも多い。	
内装制限			
	劇場、映画館、演芸場、…、集会場等 その他の建築物では、客室が100㎡以上の場合に内装制限を適用		
	病院、診療所…、ホテル、共同住宅、…、児童福祉施設等 その他の建築物では床面積の合計が200㎡以上の場合に適用		
	百貨店、…、展示場、カフェ、飲食店等 その他の建築物では床面積の合計が200㎡以上の場合に適用		
	階数3以上で延べ500㎡超、階数2以上で延べ1,000㎡超、階数1以上で延べ3,000㎡超 の場合には内装制限適用	※学校等には内装制限は不適用	
	火気使用室等に内装制限を適用		
構造計算			
	階数2以下、延べ500㎡以下、高さ13m以下かつ軒高9m以下 なら、構造計算は不要		
	県産材利用で、構造計算のハードルを下げたい場合には、壁量計算+ルート1の構造計算を行えば、JAS材の規定を外せる		